西日本図書館学会 福岡県支部規約

- 1 本支部は、西日本図書館学会福岡県支部と称し、事務所を福岡県立図書館内に置く。
- 2 本支部の会員は、西日本図書館学会の福岡県内に居住する会員をもって構成し、学会の 発展をはかるための活動及び会員相互の連携を目的とする。
- 3 本支部に次の役員を置く。
- (1) 支部長 1名 (2) 幹事 若干名 (3) 監事 1名
- 4 役員は総会において選出し、任期は2年とする。ただし留任は妨げない。
- 5 総会は年1回開催し、支部長が招集する
- 6 本支部の経費は、支部交付金、寄付金その他をもってあて、会計年度は、毎年4月1日 より翌年3月31日までとする。
- 7 この規約に定めるもののほか、支部の運営については、西日本図書館学会会則に準ずる。
- 8 西日本図書館学会の福岡県支部代表理事は、支部長をもってあてる。

付則 この規約は1978年6月3日から施行する。